

酒類製造技術相談のご案内

- 国税局鑑定官室では、管内製造者の皆様のご要望に応じ、製造に関する技術的課題への対応（技術相談）を承っております。
- 例えば、以下のような相談をお受けいたします。
 - ・成分分析に基づく酒質設計等に関する助言
 - ・官能評価による酒質の確認及び改善策のご提案
 - ・実地での設備を確認しながら、課題の整理・対応策の検討
 - ・発酵不良が認められた場合の改善策の検討
- 相談の対応は、醸造・分析・官能評価等の知見を有する職員（鑑定官）が無料にて承ります。
- 製造技術以外の酒税法上の案件につきましては、所轄税務署の酒類指導官部門にご相談願います。

お問合せ先

所轄の国税局鑑定官室へ、直接お問い合わせください。

札幌国税局 鑑定官室	011-231-5011(内線:4600)
仙台国税局 鑑定官室	022-263-1111(内線:3433)
関東信越国税局 鑑定官室	048-600-3111(内線:2383)
東京国税局 鑑定官室	03-3542-2111(内線:3193)
金沢国税局 鑑定官室	076-231-2131(内線:2610)
名古屋国税局 鑑定官室	052-951-3511(内線:5830)
大阪国税局 鑑定官室	06-6941-5331(内線:2366)
広島国税局 鑑定官室	082-221-9211(内線:3780)
高松国税局 鑑定官室	087-831-3111(内線:461)
福岡国税局 鑑定官室	092-411-0031(内線:4502)
熊本国税局 鑑定官室	096-354-6171(内線:6216)
沖縄国税事務所 主任鑑定官	098-867-3601(内線:470)